

令和8年9月4日

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年08月17日付で公告した「道交地防安（調査）第111-003-660号 県道須崎仁ノ線外 防災・安全交付金路面性状調査委託業務」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	公告（個別）の第4 総合評価の評価基準等、 （2）技術評価点の評価の「企業の評価」、「配置予定管理技術者の評価」における同種・類似業務の成績評点の対象について「※高知県発注業務又は国土交通省発注業務とする。」とあります。 この場合、高知県発注業務の成績評定でも国土交通省発注業務の成績評定でもどちらでも提出して構わないという認識でよろしいでしょうか？	高知県、国土交通省、どちらの発注業務の成績評定も評価の対象となります。	令和8年8月20日
2	公告（個別）の第4 総合評価の評価基準等、 （2）技術評価点の評価の「企業の評価」、「配置予定管理技術者の評価」における同種・類似業務の成績評点の対象について「※高知県発注業務又は国土交通省発注業務とする。」とあります。 記載されている国土交通省発注業務とは、四国地方整備局に限らず、全国の国土交通省発注業務を対象と考えてよろしいでしょうか？	四国地方整備局に限らず、全国の国土交通省発注業務の成績評定が、評価の対象となります。	令和8年8月20日
3	公表単価一覧表に記載の「ライトバン」「路面性状測定車」「記録用ハードディスク」「ひび割れ画像処理機」「道路調査専用機」「高速代」について、測量業務積算基準における諸経費算定の対象となるかご教示ください。	諸経費算定の対象としております。	令和8年9月1日

4	安全費の積算について確認させてください。 本業務における安全費対象額の算定にあたり、直接経費として計上する「旅費交通費」および「電子成果品作成費」は、安全費の対象額に含めて算定するものと考えてよろしいでしょうか。	設計および測量・調査業務積算資料のとおりです。	令和8年9月4日
5	本業務の積算に使用する、「ガソリン レギュラースタンド」及び「軽油 一般用 パトロール給油」の単価は（一財）建設物価調査会発刊の「建設物価」及び（一財）経済調査会発刊の「積算資料」2026年7月号に記載の単価の平均を採用していると考えてよろしいでしょうか？ 相違のある場合、採用されている単価をご教示ください。	高知県土木部技術管理課ホームページの公表図書関係に掲載のとおりです。	令和8年9月4日

その他事項